

独立条例の構成例

(参考資料3)

| 京都市地球温暖化対策条例 (地球温暖化対策に係る独立条例) | | 滋賀県大気環境の負荷の低減に関する条例 (大気汚染、フロン対策等を含む独立条例) | 茨城県地球環境保全行動条例 (省資源等を含む地球環境保全に係る独立条例) |
|---|--|--|---|
| 第1章 総則 | 前文 | | 前文 |
| | 目的 | 目的 | 目的 |
| | 定義 | 定義 | 定義 |
| | 市の当面の目標 (削減数値目標) | | |
| | 市の責務 (地球温暖化対策の実施、事業者・市民・団体の参加促進・意見の反映、市の事務事業に係る防止措置、事業者・市民・団体の活動促進) | | 県の責務 (地球環境保全の促進施策の推進) |
| | | | 市町村の責務 (地球環境保全の促進施策の推進) |
| | 事業者の責務 (地球温暖化防止措置の実施、市対策への協力) | 事業者の責務 (事業活動に伴う大気環境負荷低減、製品の使用・排気に伴う大気環境負荷の低減) | 事業者の責務 (地球環境保全行動努力、県・市町村への協力) |
| | 市民の責務 (地球温暖化防止措置の実施、市対策への協力) | 県民の責務 (日常生活における大気環境負荷の低減、県の施策への協力) | 住民の責務 (地球環境保全行動努力、県・市町村への協力) |
| 観光旅行者その他の滞在者の責務 (市、事業者、市民、団体の対策への協力) | | | |
| 年次報告 (温室効果ガス排出量、施策実施状況等の公表) | 総排出量の公表 (県内の総排出量の算定・公表) | | |
| 第2章 地球温暖化対策計画等 | 地球温暖化対策計画 (市長による計画の策定・公表) | 地球温暖化対策推進計画 (知事による計画の策定・公表・公告) | 地球環境保全行動計画の策定 (知事による計画の策定) |
| | | | 省エネルギー基本方針 (知事による方針の策定・公表) |
| | | | 省資源基本方針 (知事による方針の策定・公表) |
| | | | 緑化基本方針 (知事による方針の策定・公表) |
| | 特定事業者排出量削減指針 (特定事業者の削減計画書・削減報告書作成指針の策定・公表) | 指針の策定等 (知事による自動車管理計画指針の策定・公表) | 事業者の省エネルギーに関する判断の基準 (知事による事業者省エネ判断基準の策定) |
| | 指針の策定等 (知事による大気環境負荷低減計画指針の策定・公表) | 事業者の省資源に関する判断の基準 (知事による事業者省資源判断基準の策定) | |
| | | ごみ散乱防止基本方針 (知事による方針の策定・公表) | |
| | | 事業者の緑化に関する判断の基準 (知事による事業者緑化判断基準の策定) | |
| 第3章 本市に | 市の地球温暖化対策の推進 ・自然エネルギー優先利用、エネルギー使用合理化、建築物エネルギー使用合理化促進 ・環境マネジメントシステム普及 | 県の支援 (大気環境負荷低減計画に基づく事業者の対策に対する支援) | 指導・助言 (知事による省エネに係る事業者への指導助言) |
| | | | 指導及び助言 (知事による省資源に係る事業者への指導助言) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| よる地球温暖化対策 | <ul style="list-style-type: none"> 環境物品等の情報提供・優先購入促進 公共交通利用促進等のTDM、貨物の効率的輸送促進、低排出車導入促進、アイドリングストップ促進 森林吸収源対策 市の施設・住宅・事業場における緑化推進 廃棄物減量化促進 環境教育・啓発 情報提供・助成 旅行者等への啓発 国、地方自治体、団体等との連携・国際協力 経済的措置の調査研究 | | 指導及び助言 (知事による緑化に係る事業者への指導助言) 地球環境保全行動の日 (地球環境保全行動の日の設置) 地球環境保全に関する団体の育成等 (県による団体の育成・援助) 教育の充実等の施策 (県・市町村による教育の充実等の施策の実施) 調査研究 (県による技術開発・調査研究等の実施) 支援措置 (県の市町村・事業者への援助措置努力義務) |
| | 市の率先実行 <ul style="list-style-type: none"> 実行計画の推進 環境マネジメントシステムの構築・推進 環境物品等の調達 公共事業の実施に伴う温暖化対策等 | | 省エネルギー設備等の整備等 (県・市町村の自然エネ、省エネ設備整備促進、効率的交通システム構築) 再生品等の使用拡大 (県・市町村の再生品等の使用努力義務) |
| 第4章 事業者及び市民による地球温暖化対策 第1節 事業者及び市民の取組 | 自然エネルギーの優先的な利用等 (事業者・市民の自然エネルギー優先利用の努力義務、エネルギー使用合理化の努力義務、建築物建築主のエネルギー使用合理化措置の努力義務) | 温室効果ガスの排出の抑制 (県民の機器の効率的使用等の排出抑制措置の努力義務、事業者の燃料燃焼の合理化等の排出抑制措置の努力義務) | 日常生活における省エネルギー (県民の省エネ努力義務、省エネ製品購入の配慮義務) |
| | 温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具等の使用等 (事業者・市民の省エネ機器優先使用の努力義務、エネルギー機器の適切使用の努力義務) | | |
| | 温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具及び役務の提供等 (事業者の省エネ役務提供の努力義務、機器・役務に係る省エネ情報提供の努力義務) | | 事業活動における省エネルギー (事業者の省エネ努力義務、省エネ製品製造努力義務) |
| | 環境マネジメントシステムの導入 (事業者の環境マネジメントシステム導入の努力義務) | | |
| | 公共交通機関等の利用 (事業者・市民の公共交通・自転車利用の努力義務) | 自動車走行量の抑制等 (自動車等所有者・使用者の走行量抑制・適正運転等努力義務、公共交通利用促進努力義務) | |
| | 自動車等の利用に伴う温室効果ガスの排出の抑制 (事業者・市民の、自動車の適正使用・アイドリングストップの努力義務) | 低公害車の購入等 (自動車購入者・使用者の低公害車購入・使用努力義務) 駐車場の設置者等の原動機の停止に係る措置等 (駐車場設置者等のアイドリングストップ要請努力義務) | |
| 廃棄物の減量化の推進 (事業者・市民の廃棄物減量化推進の努力義務) | | 日常生活における省資源 (県民の省資源推進努力義務、廃棄物減量化・回収施策への協力義務) | |

| | | | |
|--------------------------|---|--|--|
| | | <p>事業活動における省資源 (事業者の省資源計画策定・推進努力義務、製造物等の省資源推進努力義務)</p> <p>日常生活におけるごみ散乱防止 (県民のごみ散乱防止努力義務)</p> <p>事業活動におけるごみ散乱防止 (事業者のごみ散乱防止努力義務、容器入り飲料販売事業者の回収容器設置・適正管理義務)</p> <p>土地所有者等のごみ散乱防止 (土地所有者等の清掃実施・散乱防止努力義務)</p> <p>印刷物を配布する者のごみ散乱防止 (印刷物配布者のごみ散乱防止努力義務)</p> <p>市町村の協力等 (市町村のごみ散乱防止に係る県施策への協力努力義務、知事の市町村への援助努力義務)</p> | |
| | <p>従業員の環境教育 (事業者の従業員環境教育の努力義務)</p> | | |
| | | <p>県民の行う緑化 (県民の緑化努力義務)</p> <p>事業者の行う緑化 (事業者の緑化計画策定・推進努力義務)</p> <p>公共施設の緑化 (公共施設設置者の緑化努力義務)</p> | |
| | | <p>地域開発事業等の実施に当たっての配慮 (地域開発事業実施者の地球環境保全行動の努力義務)</p> | |
| <p>第2節 特定事業者等の取組</p> | <p>特定事業者排出量削減計画書の作成等 (特定事業者の削減計画書作成・提出義務、削減報告書の作成・提出義務、市長の公表義務)</p> | <p>大気環境負荷低減計画の策定 (温室効果ガス、オゾン層破壊物質、ばい煙、有害大気汚染物質を排出する特定事業者の大気環境負荷低減計画の策定義務)</p> | <p>報告の提出及び徴収 (大規模事業場の省エネ状況の報告義務)</p> |
| | | <p>大気環境負荷低減計画の提出 (特定事業者の低減計画の提出義務)</p> | |
| | | <p>大気環境負荷低減計画に係る指導等 (知事による指導・助言)</p> | <p>報告の提出及び徴収 (大規模事業場の省資源状況の報告義務)</p> |
| | | <p>大気環境負荷低減計画の公表等 (知事による低減計画の公表)</p> | |
| | | <p>特定事業者以外の事業者による大気環境負荷低減計画の策定等 (その他の事業者による低減計画の策定)</p> | <p>報告の提出及び徴収 (大規模事業場の緑化状況の報告義務)</p> |
| | <p>特定建築物排出量削減計画書の作成等 (特定建築物建築主の削減計画書の作成・提出義務)</p> | | |
| | <p>変更の届出等 (特定建築物の削減計画書の変更届出義務、市長の公表義務)</p> | | |

| | | | |
|----------------|--|---|----------------|
| | 完了の届出等 (特定建築物新築等の工事完了の届出義務、市長の公表義務) | | |
| | 特定排出機器販売者の表示義務 (特定排出機器の販売者の省エネ情報表示義務) | | |
| | 報告又は資料の提出 (市長の特定事業者・建築主に対する報告・資料提出要求) | 報告及び調査 (関係者に対する報告の徴収、立入調査) | |
| | 特定事業者等に対する勧告及び公表 (市長の特定事業者・建築主に対する勧告、従わない場合の公表) | | |
| | | 自動車等の駐車時の原動機の停止 (自動車運転者のアイドリングストップ義務) 自動車販売業者による説明等 (自動車販売業者の省エネ情報備付け説明義務) 自動車管理計画の策定等 (大規模自動車使用事業者の管理計画策定・提出義務) 自動車管理計画に係る指導等 (知事による指導・助言) 駐車場の設置者等の原動機の停止に係る措置等 (駐車場設置者等のアイドリングストップ周知義務) 駐車場設置者等への指導 (知事による指導) | |
| 第5章 評価及び見直し | 施策の評価及び見直し (市長の施策実施状況評価義務、見直し義務、評価見直しの体制整備義務、評価見直し時の意見聴取義務) | | |
| | 条例の見直し (3年ごとの条例の見直しの実施) | | |
| 第6章 雑則 | 委任 (詳細事項に係る規定の市長への委任) | 委任 (規則への委任) | 委任 (規則への委任) |
| | | オゾン層破壊物質の排出の抑制 オゾン層破壊物質の回収等 回収事業者への協力 オゾン層破壊物質の回収等に係る勧告 オゾン層破壊物質の回収等に係る命令 罰則 (命令、報告徴収に係る違反に対する罰則) 両罰規定 (法人の代表者等の行為に関する両罰規定) | |